

○違反者講習実施要領の制定について

〔 令和 8 年 5 月 7 日 〕
〔 例規甲（免講）第 3 号 〕

違反者講習実施要領

第 1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 108 条の 2 第 1 項第 13 号の規定により山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う講習（以下「違反者講習」という。）の実施について、山梨県道路交通法施行細則（昭和 35 年山梨県公安委員会規則第 7 号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第 2 違反者講習の実施の委託

違反者講習の実施は、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「規則」という。）第 38 条の 3 に掲げる要件を備えると公安委員会が認めたもの（以下「委託先講習機関」という。）に委託して行うものとする。

第 3 違反者講習指導員

- 1 委託先講習機関は、違反者講習に従事する者（以下「違反者講習指導員」という。）について、その者の住所、氏名及び違反者講習指導員の資格要件（別表第 1）を満たすことを証する書面を違反者講習指導員確認届出書（第 1 号様式。以下「確認届出書」という。）に添付し、交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）を経由して公安委員会に提出しなければならない。
- 2 交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）は、確認届出書により違反者講習指導員としての資格要件を充足すると確認したときは、違反者講習指導員確認名簿（第 2 号様式。以下「確認名簿」という。）に登載するとともに、その旨を記載した確認届出書の写しにより委託先講習機関に通知するものとする。
- 3 委託先講習機関は、違反者講習指導員が資格要件を欠いた場合は、違反者講習指導員資格喪失届出書（第 3 号様式）により運転免許課を経由して公安委員会に速報するものとする。
- 4 違反者講習は、確認届出書により確認を受け、確認名簿に登載された者以外の者が行ってはならない。

第 4 違反者講習の対象者

違反者講習の対象者（以下「講習対象者」という。）は、法第 102 条の 2 に規定する軽微違反行為をし、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「政令」という。）第 37 条の 8 に規定する基準に達した者で、警察共通基盤システムからの講習対象者である旨の通報のあった者とする。

第 5 違反者講習の区分、講習科目、時間等

1 違反者講習は、運転者の資質の向上に資する活動（以下「社会参加活動」という。）を含む講習（以下「社会参加活動を含む講習」という。）及び社会参加活動を含む講習以外の講習（以下「社会参加活動を含まない講習」という。）に区分し、受講者の選択により行うものとする。

なお、社会参加活動を含まない講習は、自動車等の運転をさせることにより行う検査に基づく指導及び運転シミュレーターの操作により行う検査に基づく指導（以下「実車指導」という。）により行うものとする。

2 講習科目は、細則第 16 条の 2 に規定する違反者講習の講習科目及び時間割及び違反者講習の講習科目、時間割等に関する細目（別表第 2。以下「細目」という。）によって行うものとする。

3 細目の講習科目 1 から 8 まで（以下「座学講習」という。）は、社会参加活動を含む講習（第 6 号様式から第 9 号様式まで及び第 11 号様式において「社会参加活動コース」という。）及び社会参加活動を含まない講習（第 6 号様式から第 9 号様式まで及び第 11 号様式において「実車指導コース」という。）で共通して行い、合同で行うことができる。

4 講習時間は、座学講習 3 時間及び社会参加活動又は実車指導 3 時間の計 6 時間とし、同一日の受講を原則とする。ただし、社会参加活動は、事前に行うことができるものとする。

5 1 回の講習人員は、おおむね 20 人とする。

第 6 違反者講習の計画の策定等

1 運転免許課長は、講習計画を規則第 38 条第 13 項に規定する基準に基づき、あらかじめ年間計画を策定し、委託先講習機関及び社会参加活動を実施する施設に示しておくものとする。

2 委託先講習機関は、社会参加活動の実施施設と協議し、各施設の教育、訓練等の季節ごとの日課時限と活動目的に合った年間計画をあらかじめ策定しておくものとする。

する。

- 3 講習は、毎週水曜日（祝日及び年末年始の休日を除く。）に実施する。ただし、実情に応じ、実施日を変更し、又は追加することができるものとする。

第7 違反者講習の通知等

1 講習対象者の把握

講習対象者の把握は、警察共通基盤システムからの講習対象者である旨の通報に基づき作成する違反者講習通知台帳（第4号様式。以下「通知台帳」という。）により把握するものとする。

2 違反者講習の通知

通知台帳に登載された講習対象者のうちから受講させる者を抽出するとともに、違反者講習予定者一覧表（第5号様式。以下「予定者一覧表」という。）を作成し、これに基づき法第108条の3の2の規定による通知（以下「通知」という。）を、受講日を指定して行うものとする。

3 通知の方法

通知は、違反者講習通知書（第6号様式。以下「通知書」という。）により行い、違反者講習制度について理解させるとともに、円滑な講習を行うための受講上の注意事項（第7号様式）、違反者講習制度のしくみ（第8号様式）及び社会参加活動又は実車指導のいずれを希望するか意思確認をするための返信用はがき（第9号様式）を同封するものとする。

なお、通知は、封書による配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして国家公安委員会規則で定めるものに付して行うものとする。

4 受講日の変更措置等

- (1) 運転免許課長は、違反者講習の通知を受けた者（以下「受講予定者」という。）から、政令第37条の8第3項に規定するやむを得ない理由があるとして、指定された受講日の変更の申出を受けたとき、又はやむを得ない理由があり受講できなかった旨の申出を受けたときは、当該やむを得ない理由のあったことを証するに足る書面を提出させるものとし、提出を受けた書面により、やむを得ない理由

が存したこと及び法第 102 条の 2 に規定する期間内にあることを確認した場合には、改めて受講日を指定して受講させるものとする。

- (2) 運転免許課長は、受講予定者から、指定された受講日では受講に支障がある旨の申出を受けたときは、その理由について検討し、妥当性を認めた場合には、最初に指定された受講日から 1 か月以内に限り変更を認めるものとし、改めて受講日を指定して受講させるものとする。
- (3) 運転免許課長は、(1)及び(2)の措置を行った場合は、予定者一覧表に変更理由、変更指定日等の必要事項を記載し、変更の状況を明らかにしておくものとする。
- (4) 運転免許課長は、通知書が返送され、又は指定された受講日に出頭しない場合は、所在確認を行って早期に通知するよう努め、受講予定者に受講の意思確認をするものとする。

5 受講予定者の通知

運転免許課長は、受講予定者を違反者講習受講予定者通知書（第 10 号様式）により、委託先講習機関に通知するものとする。

第 8 違反者講習の実施等

1 違反者講習の受講申請

- (1) 違反者講習の受講申請は違反者講習受講申請書（細則別記様式第 14 の 2。以下「受講申請書」という。）により行うものとする。
- (2) 違反者講習の手数料は、山梨県警察関係手数料条例（平成 12 年山梨県条例第 36 号）に定められた金額を納付させるものとする。
- (3) 違反者講習の受講申請の受理に当たっては、次の事項に留意すること。
 - ア 通知書、運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（以下「免許証等」という。）により受講対象者本人であることを確認するとともに、免許証等の有効期間内であることを確認すること。
 - イ 法第 102 条の 2 に規定する期間の確認
 - ウ 選択した講習の区分の再確認
 - エ 手数料の額の確認
 - オ 身体障害者及びやむを得ない事情がある者（以下「身体障害者等」という。）が、日常使用している車両の持込みを希望する場合の車両点検及び保険契約の確認並びに講習手数料が軽減されないことの説明

カ 社会参加活動選択者から任意で提出される誓約書（第 11 号様式）の受理

2 座学講習

- (1) 座学講習は、運転免許課において実施するものとする。
- (2) 次に掲げる教材を効果的に使用して行うものとする。
 - ア 違反者講習において使用する教本は、別表第 3 の内容について、正確にまとめられたものを使用すること。
 - イ 山梨県における道路交通の現状、交通事故実態等実情に応じた内容を記載した資料
 - ウ 安全運転に必要な知識等を内容とする視聴覚教材
- (3) 事件事例研究は、身近な事件事例等を素材として受講者に発表させるなど、ディスカッション方式で行うものとする。
- (4) 運転適性診断には、科警研編運転適性検査 82—3 又はこれと同等以上のものを使用するものとし、運転適性診断票は、検査に基づく指導を実施後、受講者に交付するものとする。

3 社会参加活動

社会参加活動は、福祉施設での活動及び福祉施設以外での活動とし、そのいずれかを行うものとする。

(1) 福祉施設での活動

知的障害を持つ人たち、身体が不自由な人たちが社会復帰のため教育、訓練等を受ける施設で構成された山梨県社会福祉村を中心とする福祉施設での活動とする。

ア 活動内容

活動を通じて、生命の尊さや人の痛みが分かる豊かな心を醸成することを目的として、入所者等に対する補助活動を行う。

なお、活動内容は、周辺道路における歩行者の安全通行の補助誘導、交通安全グッズ等の作成及び配布、交通安全教室の開催、道路等の清掃等とし、具体的活動は福祉施設と協議して策定するものとする。

イ 事前教養

違反者講習指導員は、福祉施設に引率する前にビデオ等による事前教養を行うとともに、各種事故防止について指示徹底を図るものとする。

ウ 指導監督及び事故防止

違反者講習指導員は、2人以上で活動場所への往復に引率し、施設側職員とともに活動中の指導監督及び事故防止に当たるものとする。

(2) 福祉施設以外での活動

山梨県総合交通センター及び周辺道路等の交通施設での活動とする。

ア 活動内容

横断歩行者の誘導活動、交通安全グッズ等の作成及び配布、交通安全広報啓発活動、交通環境保全活動等の交通安全に資する活動その他社会参加活動の目的及び内容に合致すると認められる活動

イ 指導監督及び事故防止

活動は、受講者3人を1グループとし、1グループにつき違反者講習指導員1人が受講前に活動内容を徹底するとともに、活動中の指導監督及び資機材等の活用による各種事故防止に当たるものとする。

(3) 受講者の識別

山梨県総合交通センター以外での活動の際は、リボン等を付けるなどの方法により、受講者を識別できるようにして活動するものとする。

(4) 保険加入

委託先講習機関は、社会参加活動中の受講者の自損又は入所者等に対する他害事故に備え、関係施設と協議の上必要な保険に加入するものとする。

4 実車指導

(1) 講習路設定

実車指導は運転免許課試験場場内講習路における慣熟走行後、路上講習路において行うものとし、路上における講習路は講習路設定の基準と診断の着眼点（別表第4）に基づき、運転免許課長と委託先講習機関において協議の上設定するものとする。

(2) 実車指導の方法

ア 実車指導に当たっては、原則として1グループ3人で行うものとし、違反者講習運転指導票（第12号様式及び第13号様式）を使用し、個別に指導するものとする。また、違反者講習指導員が複数の場合は、指導に当たっての責任者を定めるものとする。

イ 受講者の態様に応じた適切な講習を実施するため、原則として四輪車又は二輪車の学級編成を行い、それぞれの学級に適した内容の講習を実施する。

なお、受講者が少ないため、これらの区分による学級編成が困難であるときは、講習事項の一部について、合同で行うことができるものとする。

ウ 二輪車による講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり、安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際これに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保するものとする。

(3) 講習用車両

実車指導は、次の受講者の区分ごとに定める車両を使用するものとする。

なお、身体障害者等が、日常使用している車両の持込みを希望する場合は、車両の持込みを認めるものとする。

(ア) 四輪車により指導すべき受講者

マニュアル式又はオートマチック式の普通乗用自動車で補助ブレーキを装備した車両

(イ) 二輪車により指導すべき受講者

保有する免許に応じ、マニュアル式若しくはオートマチック式の大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車又は一般原動機付自転車

(4) 講習中の表示

講習用車両には、講習中の標識を四輪車は車両前方又は後方に、二輪車は後方に表示するものとする。

(5) 講習効果の向上を図るため、必要と認める者には、実車指導と併用して運転適性検査器材を積極的に活用するものとする。

(6) 自動車等の運転について必要な適性に関する指導は、筆記による検査、運転適性検査器材を用いた検査、自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転シミュレーターの操作をさせることにより受講者の運転行動の危険性を診断して行う検査に基づいて指導を行うものとする。

なお、運転シミュレーター操作による指導は、必要と認める者に対して行うものとする。

- (7) 講習中の各種事故防止に万全を期すため、講習指導員に特段の配慮をさせるとともに、特に二輪車の実車指導に際しては、ヘルメット、プロテクター、手袋等を確実に着用させるものとする。

5 考査

- (1) 委託先講習機関は、講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構え等を課題とした違反者講習考査（第 14 号様式及び第 15 号様式。以下「考査」という。）を行うものとする。
- (2) 考査は、感想文を提出させて行うものとし、終了後は結果に基づいて講評し、今後の安全運転の意識付けを行うものとする。

- 6 委託先講習機関は、講習の実施結果を違反者講習実施結果報告書（第 16 号様式）に考査結果を添付し、速やかに運転免許課長を経由して公安委員会に報告するものとする。

なお、当該報告を受けた運転免許課長は、速やかに講習終了者についての講習済登録及び整理を行うものとする。

7 違反者講習不受講者等の措置

法第 102 条の 2 に規定する期間内に受講しなかった者の法第 103 条第 1 項の規定による停止処分等の手続については、別に定めるところによるものとする。

8 受講の拒否等

次に掲げる事項に該当する者については、受講を拒否又は延期できるものとする。

- (1) 正当な理由なく講習時間に遅れた者
- (2) 身代わり受講等不正な行為をした者
- (3) 粗暴な言動、態度等により講習の進行を妨げた者又は社会参加活動実施施設入所者等の社会的人権及びプライバシーを傷つける言動等があった者
- (4) その他受講させることが適当でないと認められる者

第 9 違反者講習の移送及び受理

1 違反者講習の移送

- (1) 違反者講習の通知をしようとする場合において、講習対象者がその住所地を他の都道府県に移動していることが判明したときは、その者に対し速やかに住所変更の届出を行うよう指導するとともに、移動先の住所地を管轄する公安委員会（以下「移動先公安委員会」という。）に違反者講習移送通知書（第 17 号様式及び

第 18 号様式。以下「移送通知書」という。)を送付するものとする。

- (2) 違反者講習の通知をした後に、講習対象者が他の都道府県に住所地を移動していたことが判明した場合は、速やかに住所変更の届出を行うよう指導するとともに、違反者講習通知移送通知書(第 19 号様式及び第 20 号様式。以下「通知移送通知書」という。)を移動先公安委員会に送付するものとする。

2 違反者講習の移送の受理

- (1) 他の公安委員会から違反者講習の移送を受理したときは、速やかに当該講習対象者に対して通知するものとする。
- (2) 他の公安委員会から移送通知書及び通知移送通知書を受理した場合において、当該講習対象者が受講期間内に受講しなかったときは、その者が違反者講習の基準に該当することとなったときにおける住所地を管轄する公安委員会に、違反者講習期間経過通知書(第 21 号様式及び第 22 号様式)を送付するものとする。
- (3) 他の公安委員会から違反者講習期間経過通知書を受理したときの事務手続は、第 8 の 7 に定めるところによるものとする。

第 10 指導監督

- 1 運転免許課長は、委託先講習機関に対し講習が適正かつ効果的に実施されるよう指導監督を行うものとする。
- 2 指導監督の結果、講習内容に適正を欠くと認められるときは、委託先講習機関に対し講習内容の改善を図るよう指導するものとする。

第 11 書類及び備付簿冊の保存期間

- 1 運転免許課に保管すべき簿冊及び保存期間は、次のとおりとする。

簿冊名等	保存期間
違反者講習受講申請書(細則別記様式第 14 の 2)	5 年
違反者講習指導員確認届出書(第 1 号様式)	資格喪失まで
違反者講習指導員確認名簿(第 2 号様式)	30 年
違反者講習指導員資格喪失届出書(第 3 号様式)	1 年
違反者講習通知台帳(第 4 号様式)	1 年
違反者講習予定者一覧表(第 5 号様式)	1 年
違反者講習受講予定者通知書(第 10 号様式)(写し)	1 年
違反者講習考査(第 14 号様式及び第 15 号様式)	1 年

違反者講習実施結果報告書（第 16 号様式）	1 年
違反者講習移送通知書（第 17 号様式及び第 18 号様式）	1 年
違反者講習通知移送通知書（第 19 号様式及び第 20 号様式）	1 年
違反者講習期間経過通知書（第 21 号様式及び第 22 号様式）	1 年

2 委託先講習機関に保管すべき簿冊及び保存期間は、次のとおりとする。

簿冊名等	保存期間
違反者講習受講予定者通知書（第 10 号様式）	1 年
誓約書（第 11 号様式）	1 年
違反者講習運転指導票（第 12 号様式及び第 13 号様式）（写し）	1 年
違反者講習考査（第 14 号様式及び第 15 号様式）（写し）	1 年
違反者講習実施結果報告書（第 16 号様式）（写し）	1 年

別表・様式 略